

第9回 国民医療推進協議会総会



医療の消費税問題と 日本医師会の考え方

平成25年10月23日

公益社団法人 日本医師会

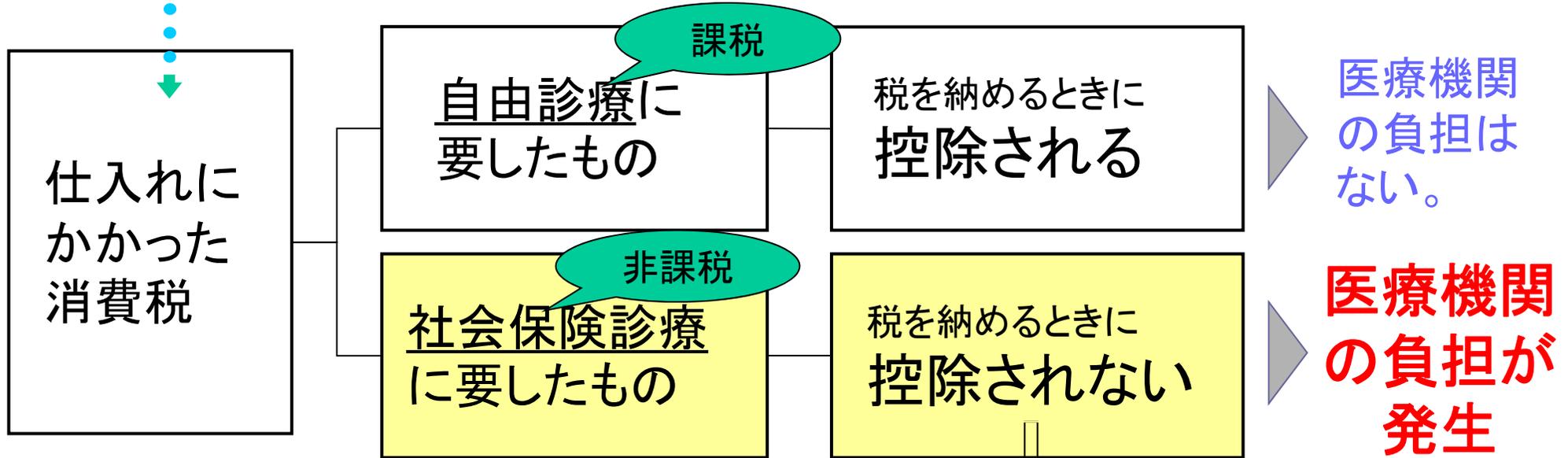
医療の消費税問題と日本医師会の考え方 —地域医療の継続を支える税制の実現を求めます—

- I 社会保険診療と消費税問題
- II 簡易課税制度に関する要望

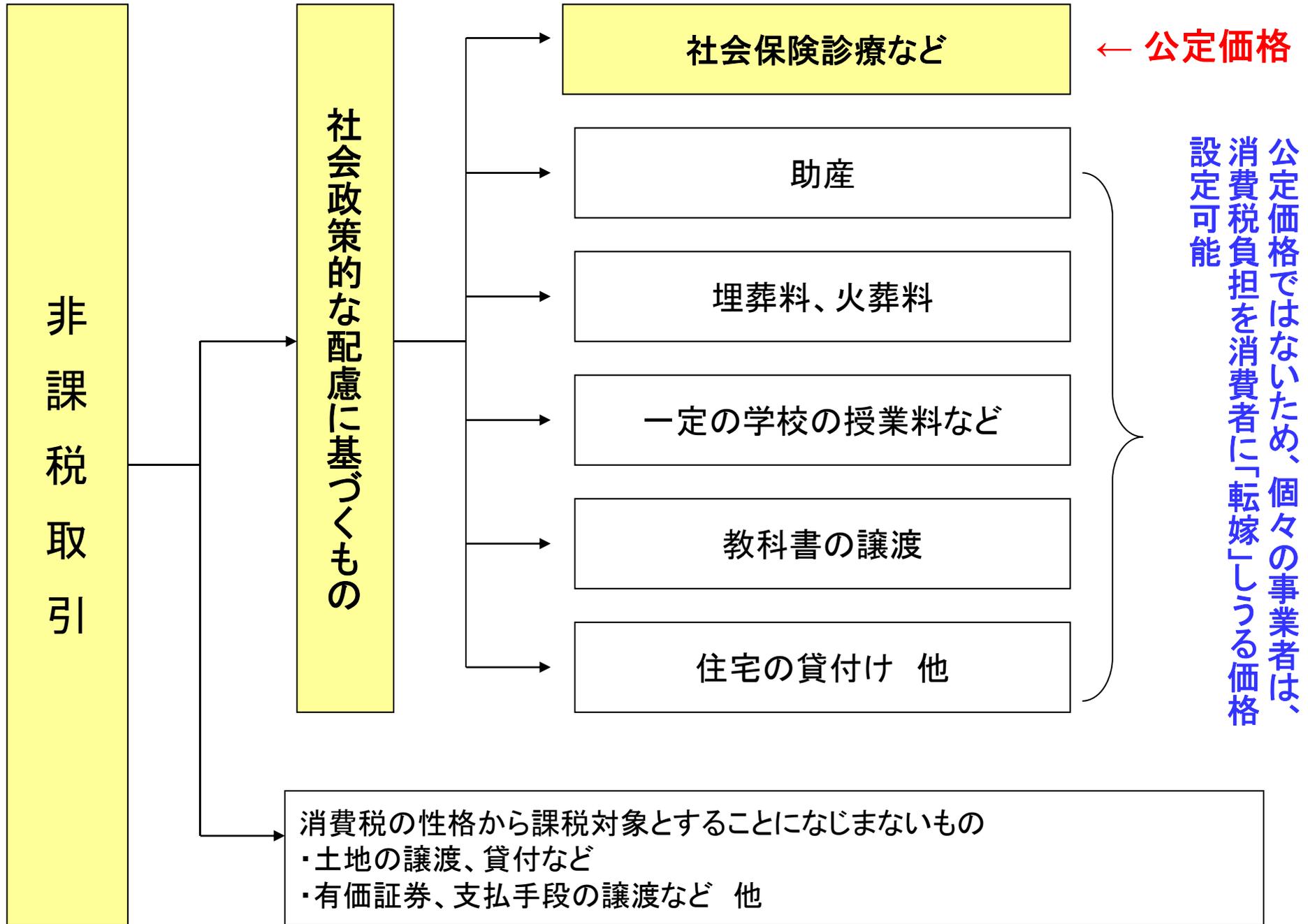
I 社会保険診療と消費税問題

控除対象外消費税とは

社会保険診療は非課税なので、患者から消費税をいただかない。しかし、**社会保険診療を行なうための設備や医薬品などの仕入れには、消費税がかかる。**



控除対象外消費税



社会保険診療に係る消費税非課税制度 の主な問題点

患者・国民の視点から

1. 非課税でありながら、患者・国民・保険者にも一定の消費税負担が、目に見えないかたちで生じている。
2. 税の補填に保険料を使うことは不合理。

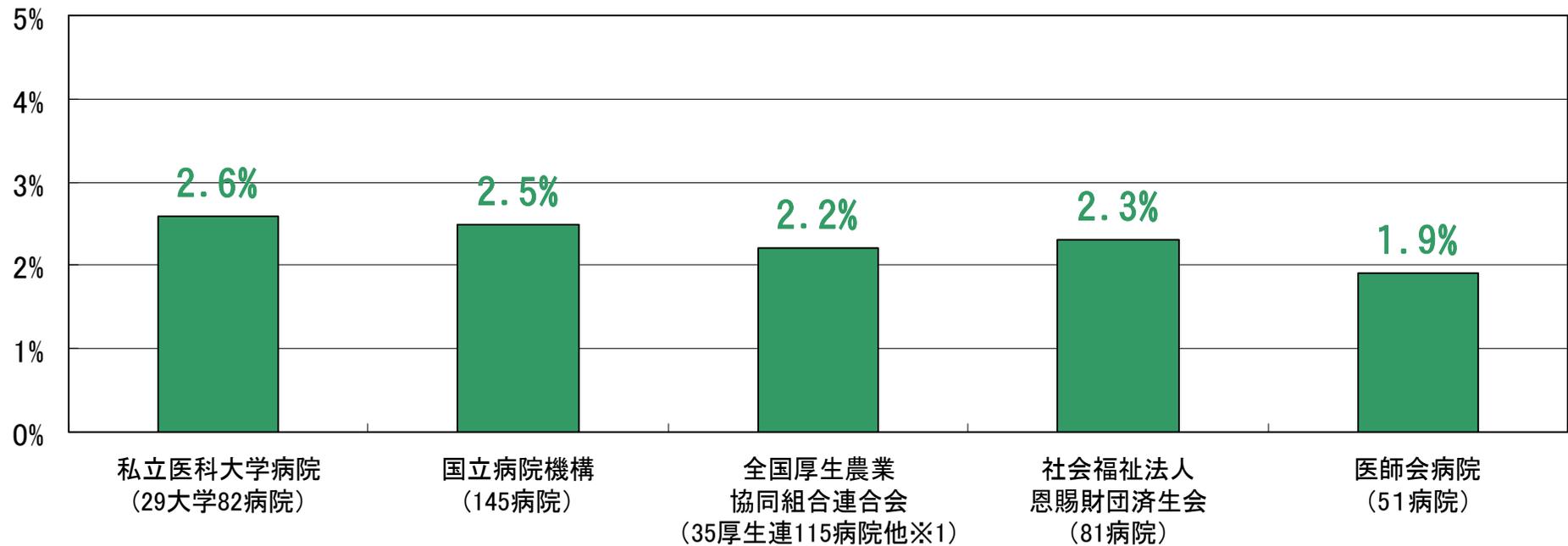
社会保険診療に係る消費税非課税制度 の主な問題点

医療機関の視点から

- (1) 消費税分上乗せのマクロ的な補填不足。
- (2) 医療機関による仕入構成の違いに対応できない。
- (3) 診療報酬本体部分について、一部の項目にしか消費税分上乗せがなされていない。
- (4) 薬価については、理論的には補填されているが、実際の仕入価格の格差による不公平が生じている。

控除対象外消費税・負担の現状

社会保険診療収入に占める控除対象外消費税の割合(平成21年度)

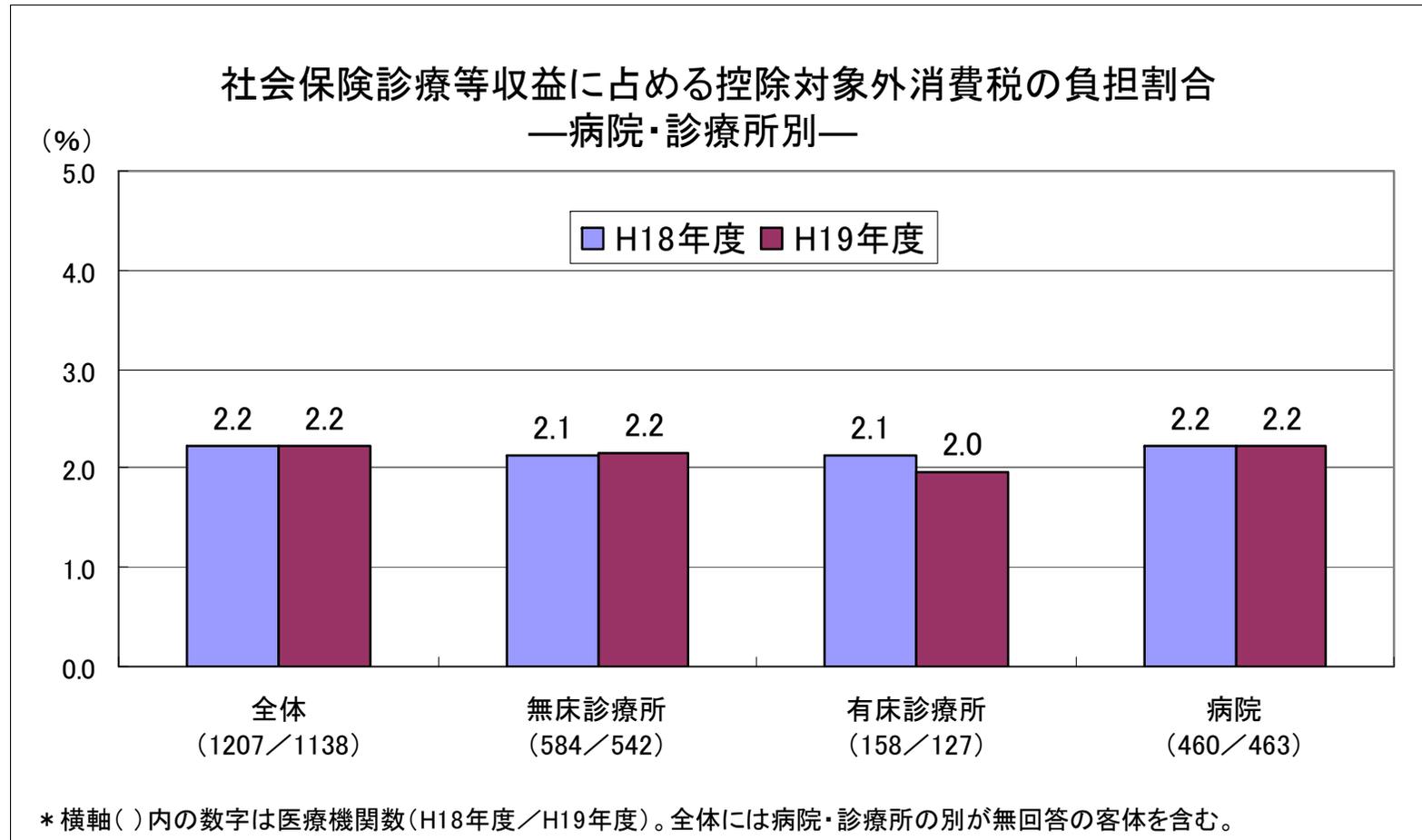


	私立医科大学病院	国立病院機構	全国厚生農業協同組合連合会	社会福祉法人恩賜財団済生会	医師会病院
1病院当り 控除対象外消費税 (百万円)	392	128	125 (※2)	128	45

※1 病院の他、66診療所、328介護保険実施施設を含む。

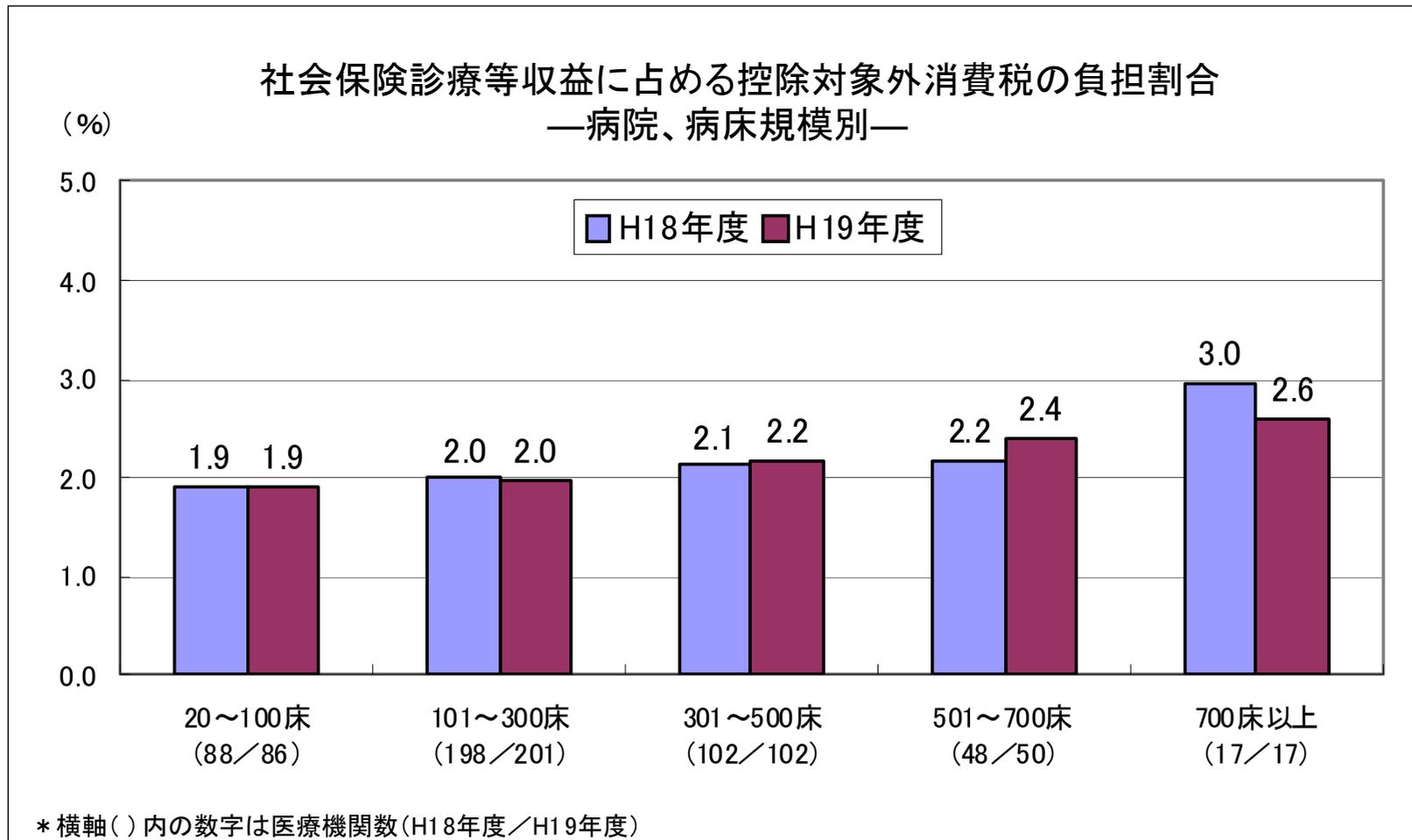
※2 関連する診療所及び介護保険実施施設分を含む。

日本医師会の調査では、社会保険診療等報酬の2.2%に相当する控除対象外消費税が発生している。



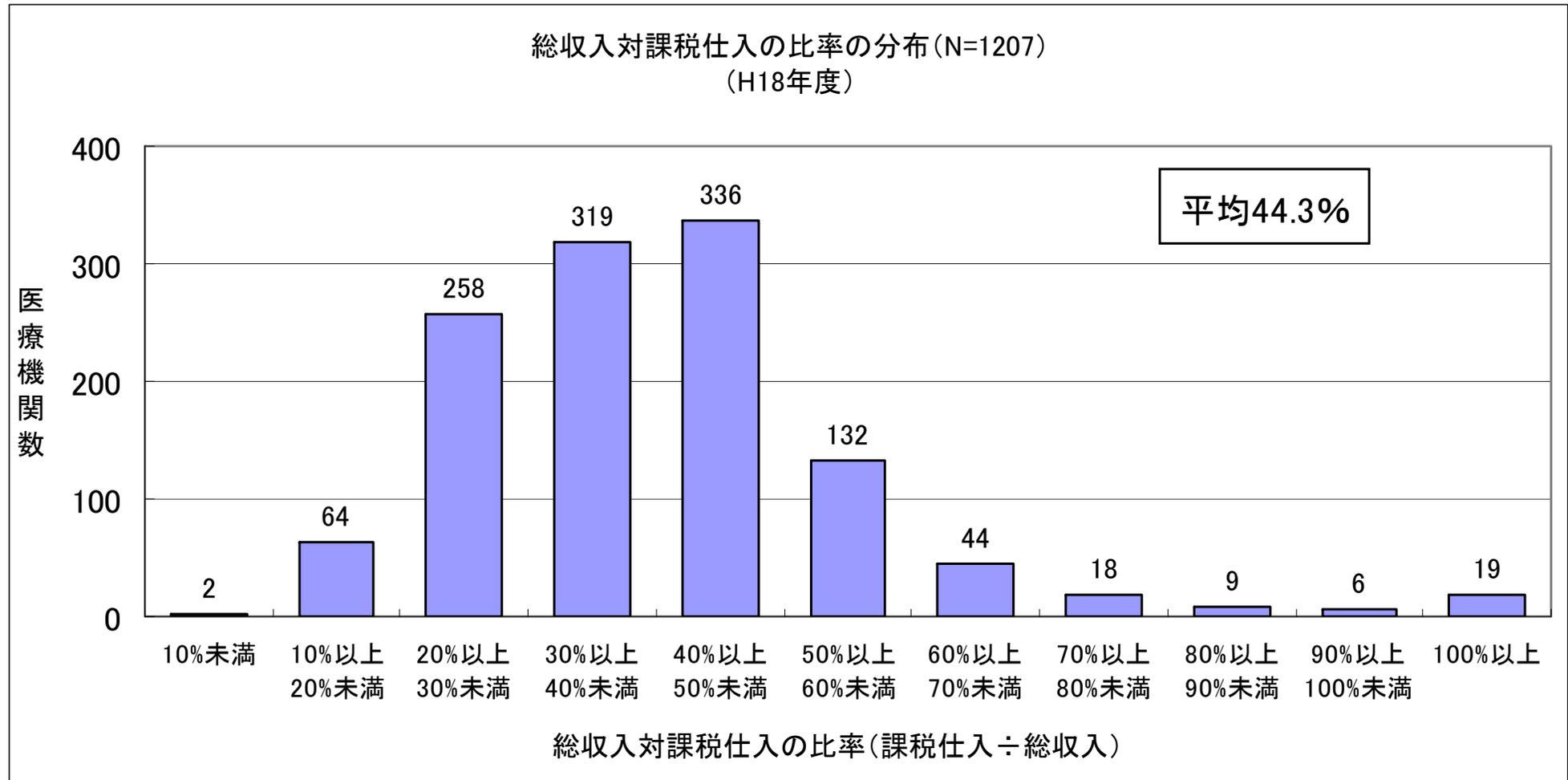
日医総研 消費税の実態調査より

病床規模が大きい病院ほど、負担割合がやや高くなる。



日医総研 消費税の実態調査より

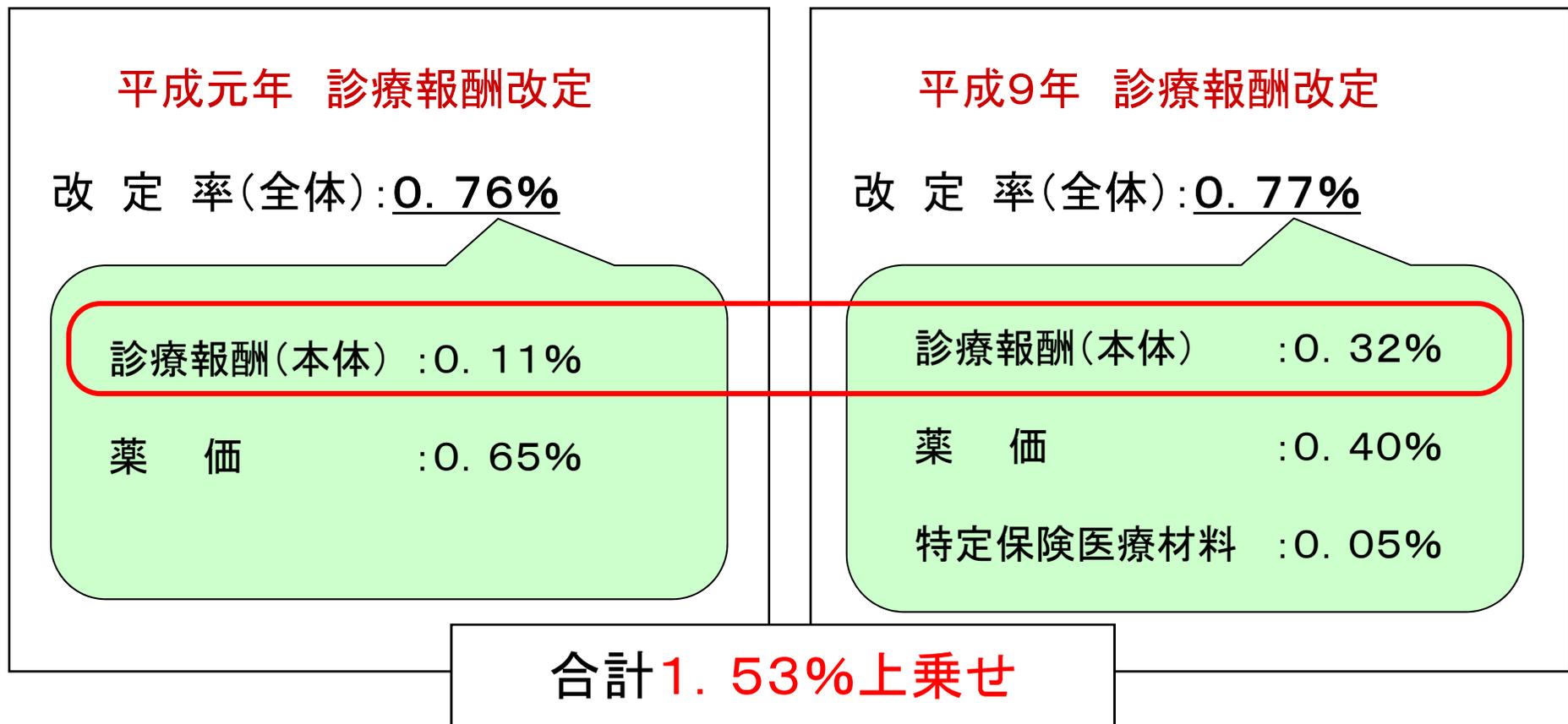
仕入に係る消費税の負担は医療機関によって異なる。



医療機関の費用構造は多様であり、上記比率が50%以上の施設が2割近く存在し、100%以上の施設もみられる。こうした個別性を考慮した仕組みが必要。

日医総研 消費税の実態調査より

控除対象外消費税に対する現行の対応



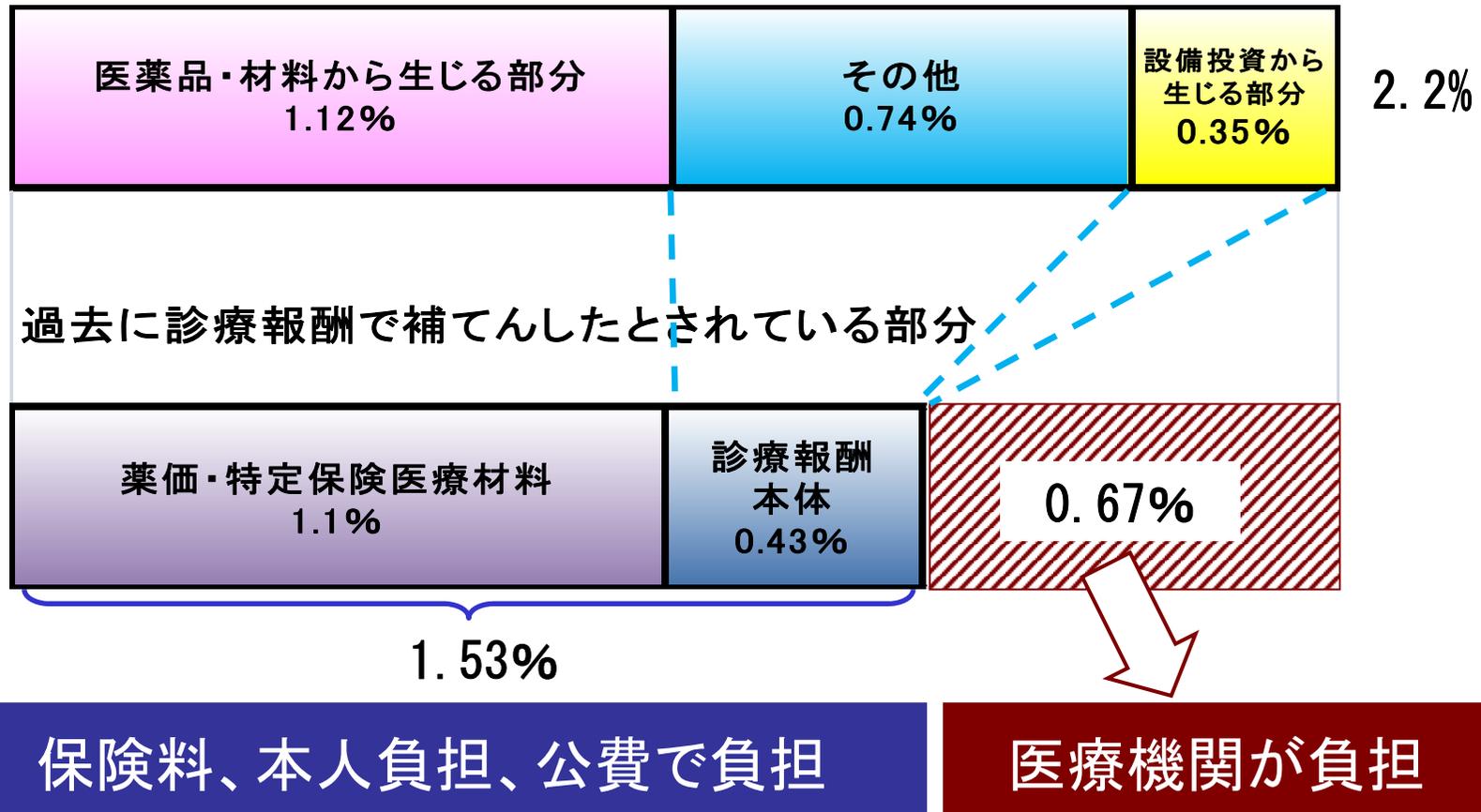
(参考) 診療報酬点数の改定経緯 ①

【平成元年 消費税導入時の上乗せ改定項目】		平成元年		平成24年
		上乗せ	上乗せ後の点数	点数
1	・血液化学検査 5項目以上7項目以下	(+5)	195	93
2	〃 8項目又は9項目	(+5)	245	102
3	・感染症血清反応 抗streptolysin O価(ASO価)	(+5)	35 *	15
4	・血漿蛋白免疫学的検査 C反応性蛋白(定性)	(+5)	40 *	16
5	〃 C反応性蛋白(定量)	(+5)	50 *	16
6	・細菌薬剤感受性検査 3系統薬剤以下	(+5)	145	算定方法変更
7	・点滴回路加算	(+1)	15	包括化
8	・中心静脈注射回路加算	(+1)	15	包括化
9	・人工腎臓食事給与加算	(+1)	61	項目廃止
10	・精神科デイ・ケア及び精神科ナイト・ケア食事給与加算	(+1)	46	包括化
11	・基準寝具加算	(+1)	15	包括化
12	・給食料	(+1)	136	包括化
(老人)老人保健施設入所者基本療養費		(+660円)	210,660円	介護保険へ

* 平成2年の改定でマイナスされた項目

控除対象外消費税の実態

医療機関の控除対象外消費税
 — 社会保険診療等収益に占める負担割合 —
 (H19年度、N=1138)



* 控除対象外消費税は、法人税・所得税の損金・必要経費に算入可能で、その分だけ法人税・所得税を軽減可。
 しかし、法人税非課税の学校法人や赤字が継続する法人等については、その効果はない。

日本医師会 税制改正要望

- ・ 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改めること。その際、**ゼロ税率・軽減税率**を適用するなど患者負担を増やさない制度に改善。

※日本歯科医師会・日本薬剤師会なども同様の趣旨を要望

消費税率8%引き上げ時の要望

- ・ 改正法において、消費税率8%引き上げ時に、医療保険制度の中で手当することとされている。
- ・ この手当については、消費税負担の検証結果に基づき、通常の診療報酬改定とは別立てで、消費税増収による財源で行い、従前(特定の項目に偏った上乘せ)とは異なる適切な上乘せ方法による改善を要望。

消費税率10%引き上げ時の要望

- ・ 患者負担・国民負担・保険者負担を増やすことなく、仕入税額控除が可能となる
ゼロ税率などによる課税制度の実現を要望。
- ・ 食料品など生活必需品に対する軽減税率とは、政策目的を異にすることから、
分けて検討すべき。

Ⅱ 簡易課税制度に関する要望

日本医師会 税制改正要望

- ・ 消費税の簡易課税制度は中小医療機関の事務負担軽減措置として必要不可欠であることから、その見直しは慎重に行うこと。

【趣旨】

消費税の簡易課税制度は、中小事業者の事務負担軽減措置として設けられた制度のひとつであり、中小医療機関にとっても極めて必要性の高い制度です。

そこで、消費税の簡易課税制度は中小医療機関の事務負担軽減措置として必要不可欠であることから、その見直しは慎重に行うことを要望します。